王 亜 南 著

中国地主経済封建制度論綱(I)

奥 田 秋 夫 監訳 片 岡 幸 雄 訳

監訳者序言

本稿は,王亜南著「中国地主経済封建制度論綱」(華東人民出版社,1954年)の第一章から第三章までの全訳である。第四章以下については,次号以後継続して訳出・掲載予定である。

原著者王亜南氏(1901~1969)は、中国における著名な経済学者で、経済学、中国経済史、中国経済思想史などの研究で大きな業績を残し、厦門大学学長、福建省人民政府委員、中国社会科学院常務委員などの要職を歴任した。日本にも留学したことがあり、留学中に取り纏めたものを、1930年代中頃王漁邨のペンネームで「中国社会経済史綱」として著わしている。スミス「国富論」、リカード「経済学および課税の原理」、河上肇、高畠素之らの著作の翻訳・紹介につとめ、特に郭大力と共同で最初に「資本論」の完訳を成しとげたことで知られる。今日もこれら「国富論」、「経済学および課税の原理」、「資本論」などは、郭大力と王亜南の共訳が使われている。

王亜南氏の主たる著作としては以下のようなものがある。

「中国経済原論」(1946年,中国経済研究会訳〈小嶋正巳·荻野喜平訳〉 「半植民地経済論」、青木書店、1955年)

「中国官僚政治研究」(1948年)

「中国社会経済改造問題研究」(1949年)

「中国社会経済改造思想研究」(1950年)

「中国半封建半植民地経済形態研究」(1957年)

今回本学の片岡君が、かねてより親交のある王亜南氏の直弟子陳其人氏(復旦大学)の要請に応えて本邦への紹介を企図しているという話をきくに及び、草稿を一読してその内容のなみなみならぬことに気づき、片岡君の意向をくんで監訳を引き受けることにしたわけである。片岡君は国際経済の研究を専門とする学徒であるが、これまでにもいくつかの重要な関連分野の中文論文の紹介を行っている。今回は特に片岡君の翻訳を、本学の姜国昌講師にも検討していただき、私と片岡君で再考するというやり方で作業を進めた。姜国昌講師に厚くお礼申し上げる。

本書は中国の地主封建制度から、中国の社会発展史におけるいくつかの 研究を深めなければならないような諸問題、すなわち中央集権官僚政治の 問題、天道観念の政治思想の問題、民族問題、中国封建社会の長期停滞の 問題、アジア的生産様式の問題などに接近し、中国の社会発展過程における社会、経済、政治、文化の内的な関連を論じている。小著ながらも、著名なものとして評価されていることから、この翻訳・紹介がいささかのお 役に立てば、監訳者、訳者の望外の喜びである。

原著者序言

私は、封建領主経済と地主経済から、中国社会発展史上の諸問題に接近するという主題で、「文史哲」雑誌につづけて論文数篇発表してきた。これら数篇の論文では、わが史学界で今日まで論争に結着がついていないいくつかの問題を、かなり系統的に論じてきた。この中で私は、中国社会の発展に対する私自身の考え方を、一つの輪郭をもった姿として描いた。そこで、これを「中国地主経済封建制度論綱」という書名として取り纏め、出版することについて同意してくれるよう、「文史哲」の責任者の同志達に要請した。

本書の基本的な論点は、私自身として特に新しいというものでもないが、 議論としては、自分がずっともち続けてきた中国封建制における地主経済 の特徴を、いささかなりともより明確化し、「アジア的生産様式」にかん する、これまでの私の誤った見方を改めて検討した。さらにまた、わが国 の社会発展過程における社会、経済、政治、文化の有機的な内在的関連に ついても、かなり広汎に言及した。

未熟な見解を提示するに当たり、わが史学界の先達同志のご叱正を切に 願う次第である。

1954年7月31日

福州の旅途にて 王 亜 南

目 次

- 一 序論 封建制の基礎としての領主経済と地主経済
- 二 中国地主経済の封建形態形成とその変遷
- 三 地主経済と中央集権的官僚政治(以上本号)
- 四 地主経済と天道観念の政治思想(以下次号以降)
- 五 地主経済と民族発生の問題
- 六 地主経済と中国社会の長期停滞の問題
- 七 「アジア的生産様式」と地主経済形態におけるその歴史的展開
- 八 西周における領主経済封建社会の形成と地主経済封建社会に受け継が れた「アジア的生産様式」の諸特徴

一 序論 封建制の基礎としての領主経済と地主経済

歴史上の一つの重要な社会経済形態という観点からすると、封建制度の 基本的特徴は、レーニンが明確に指摘しているように、自然経済が支配し ているという点にある。このような制度の下にあっては、直接生産者は土 地を「分与」され、土地に縛り付けられて、土地所有者の人格に隷属させられる。さらにまた、このような制度的条件と結果は、旧来のしきたりの 墨守と極端に低い技術状態をもたらす。

しかし、このようないくつかの点はどれをとってもすべて、各民族の具体的歴史条件と自然条件が異なるために、その程度も異なるし、その表われ方もまちまちである。正にマルクスの次のように言う通りである。「同じ経済的基礎―主要条件から見て同じ基礎―が、無数のさまざまな経験的事情、すなわち自然条件や種族関係や外から作用する歴史的影響などによって、現象上の無限の変異や色合いを示すことがありうる2)。

しかしながら、同一の社会経済形態の底にある、さまざまな特徴の表現としての「変異や色合い」を統一的にとらえ、それらの内在的因果関係を摑み出すことはやはり無理なことではない。例えば、封建制は自然経済の基礎の上に成り立つものであるという特徴についていえば、各々の民族なり国家は同一の制度の下にあるとはいえ、異なった発展段階にあり、そのちがいのほどたるや極めて大なる状況を呈している。マルクスの言い方によれば、「本来の現物経済では、………農業生産物は全然流通過程にはいらないか、またはその非常にわずかな部分がはいるだけであり、また、生産物中の土地所有者の収入を表わしている部分でさえも相対的にごくわずかな部分が流通過程にはいるだけである……」ということである。

ここでは、同一の封建制度が自然経済を支配しているにもかかわらず、なぜそれほど異なって現われるのか、といったことについて探索しようとしているのではなく、封建制度の自然経済に対する支配というこの特徴が、前にのべてきたその他のいくつかの特徴と相互に対応するとか、緊密に結びついているとかいったことを、ただ説明しようとしているだけである。

⁽¹⁾ レーニン「ロシアにおける資本主義の発展」, レーニン全集, 第3巻, 大月書店刊, 1965年, 180~182頁。

⁽²⁾ マルクス「資本論」,マルクス=エンゲルス全集,第25巻,第2分冊,大月書店,1974年,1015頁。

⁽³⁾ 同上書, 同上全集, 同上卷, 同上分冊, 1008頁。

封建制度の自然経済に対する支配が異常に厳しいというような場合,これには直接生産者がかたく土地に縛り付けられ,土地所有者の人身に対する隷属関係も深い状態にあることが反映される。このことからまた,生産技術の停滞とおくれが出てくることになる。これと反対の場合にはまた,土地生産物(家内手工業品もともに)の流通過程への流入もかなりの比重を占めるようになることが明らかとなろう。このことはつぎのようなことを表わしている。すなわち,直接生産者一農奴あるいは農民の土地への束縛の鎖がかなり緩んできて,彼等の土地所有者に対する隷属もかなり軽減してきたこと,こういった「自由」の範囲内で,彼等の生産の意欲と可能性も増大し,生産技術の改善の実現性も増大したということ,こういったことである。

封建的生産関係の発展過程からみると、自然経済が相当きびしく支配していた段階では、直接生産者は土地を「分与」せられていたから、土地所有者に与える報酬は、自然形態をとる労働地租である。しかし、流通経済が比較的活発になった段階では、直接生産者が土地所有者に対して与える剰余労働は、実物地租形態をとる。更に進むと、これは形を変えた貨幣地租の形態(すなわち、実際的には実物的なものであるが、時として貨幣的なかの形態に変わることもある)をとるようになる。こういった地租形態の転変の過程は、土地所有者と土地を使用する直接生産者とが相互に取り結ぶ生産関係に変化が生じたことを明らかにするのみならず、また、土地所有者と直接生産者の社会的身分と地位に変化が生じたことを表わしている。

土地所有者が直接生産者に対して剰余労働を強制し、労働地租の形態をとっていた時には一それが血族関係に基づくにせよ、征服関係に基づくにせよ,あるいは宗教関係に基づくにせよ一土地所有者は貴族としての十分な構えをとり、領民あるいは農奴に対する領主の身分として立ち現われてくるのである。しかし、このような搾取の方式が改まって、実物地租形態の形をとるようになる、特に形を変えた貨幣地租形態をとらなければなら

なくなるというような場合、血族とか、祈禱とかいったことでは、それほど強力な理由づけとはならなくなった。そこで、経済的な所有権がこれまでよりももっと重要な変化を遂げるにいたる。土地を占有する者はだれでも、土地使用者の剰余労働生産物を強制的に取り上げる権利を有する、ということになってきたのである。

彼は分封された真の貴族でもよいし、金銭とか、悪知恵とか、力で奪い 取るといった手口で土地所有権を取得した商人、高利貸、あるいはその他 どのような人間でもよい。このような場合、彼はいずれにせよ、小作農に 対する地主の身分として立ち現われてくるのである。言うなれば,前者の 形態の封建的搾取は、いわゆる領主経済の基礎の上に打ち立てられたもの であり、後者の形態の封建的搾取は、地主経済の基礎の上に打ち立てられ たものである。しかし、マルクスは我々に次のように指摘している。「生 産物地代が地代の支配的な最も発展した形態であるかぎり,とにかくそれ はつねにまだ多かれ少なかれ以前の形態の残り物を伴っている。すなわち、 直接に労働で支払われるべき,つまり夫役労働で支払われるべき地代を伴 うのであって、領主が私人であろうと国家であろうとこのことに変わりは ないのである。。これはつまり、実物地租形態が労働地租形態を決して排 除しうるものではなく、土地が生死にかかわる生産手段である時期には、 土地所有者はつねに最大可能な実物地租を強制的に取り上げる外、さらに さまざまな口実や理由をつけて、直接生産者に義務として一定の労働を提 供するよう強要するということを意味する。実際には,実物地租は労働地 租を完全に排除することができないのみか、実物地租形態の他に、労働地 租の部分が入るか,これを留保しないではおかない。そのうえ,多くの封 建国家では屢々一進一退しつつ労働地租から実物地租へ進んでいくなり, あるいは領主経済から地主経済へ移っていくなりするものの,後でまた戦乱

⁽⁴⁾ フランス革命以前には支配階級は、貴族は血統によって、僧侶は祈禱によって、 農民は血汗による生産への貢献によって、国に尽くすよう宣伝した(拙著『政治 経済学史』、186頁)。

⁽⁵⁾ 前掲書, 前掲全集, 前掲巻, 前掲分冊, 1018~1019頁。

とか、その他の原因によって、後者から前者に逆転するということもある。 とは言うものの、封建的生産関係の発展全体からみると、やはり実物地 租あるいは形を変えた貨幣地租は労働地租に対して、また地主経済は領主 経済に対して、相対的には発展的な進歩的形態と認めざるをえまい。また、 後者から前者への転換も、一連の社会変革並びにそれに対応して組み立て られた改変を含んでいる。だから、実物地租あるいは形を変えた貨幣地租 になっている地主経済の条件の下では、直接生産者が土地に縛りつけられ、 人格的に土地所有者に隷属させられるのはかなり緩和されてきて、技術改 良の可能性も増大する。さらにそれのみならず、政治形態、文化水準ない し社会民族意識も、すべて相対応してかなり発展の余地をもってくる。

こういったことはすべて,中国社会発展史の情況から説明することがで きる。

二 中国地主経済の封建形態形成とその変遷

中国の封建制は、西周から起算して3千年余りの歴史をもつ。世界各国の社会発展のプロセスと比較して、いささか長いように思われる。しかし、これは事実であり、いかなる理由によっても、これを変えて短縮することはできない。発展過程の中から、それなりの理由を引き出してきて、その理由を説明することができるというにすぎない。

他の国と同様、わが国の封建制もいくつかの異なった発展段階を経てきた。最も際立った段階区分は、領主経済の段階と地主経済の段階である。しかし、他の国とかなり異なった所もある。それは他の国の封建制が、領主経済の段階に留まっていた時間がかなり長いのに対し、わが国の封建制は、地主経済の段階に留まっていた時間が特に長いことである。わが国の社会が長いこと停滞していた理由はここにある。この点については後に、比較しながら詳細にのべることにしよう。ここでは、1点だけ指摘するにとどめよう。それは次の点である。いうなれば、西ヨーロッパ各国社会の封建制が領主経済を特徴とするのに対し、中国の封建制は地主経済を特徴

とする点である。社会,政治,文化の各方面における,中国と西ヨーロッパ各国の著しいちがいは,かなりの部分このことから解釈しなければならない。

ここでは差し当たり、地主経済を特徴とする中国封建制の形成過程を、 簡単に説明することにしよう。

一般的には、地主経済は領主経済から転化してきたものである。それは、これと相対応した実物地租ないしは形を変えた貨幣地租が、労働地租から転化してきたのと同様である。中国の社会は、西周時代から封建制の段階に入った。西周を開いた征服者は一族を率いて、奴隷制度のそれほど発展していなかった殷商王朝の領土に侵入した。これは5世紀ごろゲルマン人が南進して、当時奴隷制度が急速に崩壊に向かっていたローマ王朝の領土に侵入したのと、少なからず似たところがある。「国土を征服したあとでは、征服者にとっての次の仕事は、つねに、人間をもわがものにすることだった」。このことは、被征服者をどのような生産関係の中におけば、征服者は自分達にとって有利となるかを、考えなければならないということである。

このようにして採択されたものは、明らかに、征服者自身のもとからの生産様式と被征服者のもとからの生産様式の、妥協と選択によって形づくられた政治的搾取形式として採用されたものだと考えざるを得ない。これこそ征服者あるいは功労者の区別による頒田制禄、授土授民、被征服者に対してはその族属による分等配田という封建制である。一方に大小の領主がおり、他方に全く権力のない農奴がいる封建制である。「暗いヨーロッパの中世に目を転じてみよう。あの独立した男に代わって、ここではだれもが従属しているのが見られる一農奴と領主、臣下と君主、俗人と聖職者」。しかし、領主であろうと、諸侯であろうと、僧侶あるいは家臣であろうと、かれらはすべて農奴が提供する剰余労働がつくり出した物によっ

⁽¹⁾ マルクス「資本論」,マルクス=エンゲルス全集,第25巻,第2分冊,大月書店,1974年,1014頁。

⁽²⁾ 同上書, 同上全集, 第23卷, 第1分冊, 103頁。

て生活しているのであって、このことは、中国の「王臣公、公臣大夫、大夫臣士」といった階級的序列の人物もすべて、最終的にはかの庶民と呼ばれる農奴が、自然的形態で労働地租として提供するものによって生活しているのと同様である。

異なっているのは、ヨーロッパ中世の農奴が領主に労働を提供する場合、一般的にはいわゆる荘園制の編制のもとでそれが推し進められたのに対し、中国の周代の農奴が労働を提供する場合、いくらか理想化された井田制の組織のもとで、それは推し進められたということである。ここでは、征服者のゲルマン民族あるいは周民族のもと自由農民が、どのようにして漸次不自由化していったかとか、そういった荘園制度あるいは農奴が領主のために公田を耕作する井田制度が、究極的に実際にはどの程度まで普遍的に推し進められていたかについては触れないが、土地については売買は許されていなかった(中国においてはいわゆる「田里不粥」)し、農奴は職業を変えることを許されなかった(中国ではいわゆる「農之子=為農」、「農不移」)。こういったことは大体同様であった。

農奴は代々土地に縛りつけられ、領主の統制下に隷属させられた。これこそ世卿、世禄、世業の固定化した、封建領主経済の基礎であり、その保障でもあった。しかし、矛盾はここにある。封建領主の勢力は土地占有領域の大きさにもよるが、同時に一層重要なことは、無償労働を提供する農奴の数にも依存する。そこで、彼等の土地や民をめぐる紛争の状態は、この固定化した制度の致命傷になるまでにもなる。戦争の過程で発生・成長してきたものは、動乱の局面につれて崩れ去っていく。

中国の西周の領主経済の封建制の様相は、春秋戦国時代になると、すでに多くの面で動揺をきたしていた。「弱を兼ね、昧を攻め、乱を取り、亡を悔る」とか、「暴君汚吏其経界に漫つ」とかいったことは、すでに「世禄」がもう維持しがたくなっていることを物語っており、諸侯及び領主達が、戦争や商業によって一層欲望を駆り立てられ、農奴が鉄器を使用することによって農業生産力を高める形で提供する一定の労働地租では、すで

に満足できなくなっていたことを表わしている。歴史にいう「魯の宣公初めて献に税す」とか、「畝を履んで而して税す」とか、「鄭子産丘賦を作る」とかいったことは、すべて「秦の孝公12年に初めて賦を為す」ということの前ぶれであった。大魚は小魚を吞み、大領主は小領主を併吞するという過程で、旧来の世禄、世卿、世業という秩序は、野心的諸侯にとって一つの障碍となってきたことは明らかである。だから、西の辺境で旧来の伝統による束縛が比較的少なかった秦国は、商鞅変法によってはじめてかなり徹底的改革を行ったのである。

- (1) 「宗室にして有軍功論に非んば、属籍為るを得ず」。即ち、功無く んば爵秩に及ばず。
- (2) 「有軍の功者は各おの率を以て上爵を受く」。即ち、有功の者は爵位と土地を得ることができる。
- (3) 「耕織栗帛多きを致す者は其身に復す」,「……三晉の地は狭くして人食なり。秦の地は寡人稀なり。故に草墾して尽きず,地の利出ずるに尽きず。是に於て,三晉之人を誘きて其田宅を利す」。即ちこれは,いかなる人といえども,努力して耕作すれば,私有の土地を得ることができるということである。
- (4) 「粟を訾りて而して税するに、上一にせば而ち民平らかなり」。即ち、土地はすべて実物をもって国家に納税するのである。

こういったいくつかの簡単な変動があるだけで、世禄、世卿、世業の領主経済の基礎は余すところなく破壊された。功績がなければ、「分土子民」などは考えるべくもない。戦功があり、耕作能力があれば奴役を免除され、私有地がもらえる。土地が誰の手に渡ろうとも、占有する土地が自己で耕作播種されようとも、あるいは小作として農民に耕作播種させようともかまわない。ただ規定にしたがって、国庫に一定の実物税を納めればそれでよかったのである。

こういった種々の措置は元来、農民を含むすべての人に土地獲得の余地 を与えるものであった。しかし、「井田を廃し、阡陌を開く」の結果、急 速に「富者の田は阡陌を連ね、貧者は立錐之地も無し」といった、新しい 局面が出て来た。土地が依然として最も基本的な生産手段であるという情 況の下においては、「立錐之地も無し」という直接生産者は、土地を得る のには、地主の圧搾を受け入れざるをえなかった。

地主はもはや主要なものとして労働地租を納めるよう要求しはしなかったが、剰余労働によってつくり出される剰余労働生産物については、可能なかぎり納めさせるようにした。直接生産者はこういった場合のほかには、もはや特定の地主の特定の土地に縛りつけられることはなかった。人身もそれほど厳しく、特定の地主のだんな連中に隷属させられることはなかった。以前の農奴と比べて、いく分「自由」があったように思われる。しかし、階級関係からいえば、直接生産者は生存していくのに一定の立脚地を要する以上、この地主に強要されないからといっても、別の地主には従属しなければならないし、この土地に縛りつけられないからといっても、他の土地に縛りつけられなければならなかった。

これだけではない。直接生産者は以前領主経済の段階にいる場合には、直接上司の領主に従っていれば、やはりいく分なりとも「保護」が得られるということが、多少なりともありえた。しかし現在では、およそ地主階級に属する人、あるいは彼等の上に立つ官吏、下は彼等の手先一ごろつきや無頼の徒が、すべて気ままに凌辱を与えるようになった。形式的な「自由」は多面にわたる抑圧に取って替わり、生産を刺激するのにかなり役立った生産関係は、思いもよらぬような搾取と強制をもたらしたのである。これこそ、地主経済封建制下における中国農民の新しい運命だったのである。

このような形態の封建的生産関係自体にも弾力性があり、内部矛盾もそれほど鋭い状態でないとか、あるいは緩和した状態のことも多いわけである。したがって、晉南北朝の時期とか、戦乱や他民族の侵入とかいったことによって、原始形態の自然経済に逆転するといった現象が出たとか、また後に局部的に荘園組織の形態が出現したとかいった事態を除けば、秦か

ら清にいたる2千年余の間,地主経済はずっと支配的地位を占めてきたということになる。これは西ヨーロッパで9世紀に荘園経済が比較的広汎に形成され,13世紀になって崩壊していくという流れになり,その後ずっと19世紀にいたるまで,ドイツとかロシアとかいった国でまた賦役農奴制が現われてきたという情況と,丁度好対照をなしている。

中国社会発展史上ずっと論争がくり返され、諸説紛々たる幾つかの問題、例えば「アジア的生産様式」の問題とか、西周社会の性格づけについての問題とか、中央集権的官僚政治の問題とか、天道観念の政治思想の問題とか、民族の発生の問題とか、あるいは長期にわたる社会停滞の問題とかいったことなどは、概ね地主経済の体制を核とすることによって、比較的事実に近い解答が出されよう。しかし、「アジア的生産様式」の問題と西周社会の性格づけについての問題とかは、地主経済の基礎からは説明できない。それは、地主経済が形成された原因から説明されなければならないであろう。

三 地主経済と中央集権的官僚政治

中国の中央集権的官僚政治形態の出現は、はるか2千年余りも前の秦王朝にさかのぼる。貴族政治から官僚政治への転換、分立した局面から集中的局面への転換は、中国の昔の史家達が言ったように、秦の始皇帝のような「雄才大略」の君主が単に統治を強化するために、はじめて新しく考え出したというものでもないし、またいうなれば、周室が諸侯を封ずるのが多すぎて、分裂を引き起こしたのを警戒して「深慮」した結果というわけでもない。こういった大変革の実行者は秦の始皇帝であったが、秦の始皇帝がこのような措置を取ることができた、あるいは取らなければならなかったのには、もっと基本的な原因があった。我々は当時の社会経済的基礎に沿って、このことを解釈しなければならない。

ここで一先ず,政治制度について秦の始皇帝がどのような変革をなした かを見てみることにしよう。秦の始皇帝は六国を併合・滅亡させ,天下を 統一した後,政治上の改革に大なたをふるった。「古人之遺法革除せざるは無く,後世之治術悉く已に創導す」と史家が指摘するのは,革古創今の合わせて10項目である。(1) 天下を並す,(2) 皇帝と号す,(3) 自ら称して朕と曰う,(4) 命を制と為し,令を詔と為す,(5) 父を尊んで太上皇と曰う,(6) 天下は皆郡県と為し,子弟に尺土之封無し,(7) 三族を夷す刑,(8) 相国,丞相,太尉,御史大夫,……郡守,郡尉,県令は皆べて秦官とす,(9) 朝儀,(10) 律,の10項目。

上記の10条の「創作」は、すべて専制官僚政体の具体的説明であるが、その中で最も重要なものは、「天下を並す、皇帝と号す」ということではなく、「天下は皆郡県と為し、子弟に尺土之封無し」ということ、および「相国、丞相、太尉、御史大夫、……郡守、郡尉、県令は皆べて秦官とす」ということである。前の項目は子弟を諸国王として分封しないことを示すものであり、以前国を分け而して治し、土を分け而して食していた貴族政治は、根本からその存在の根拠を失った。後の項目は封建王国を廃し、而して郡県と為し、郡県には官を設けて而して治め、官吏は俸を給され而して食し、官吏によって貴族に代替し、官僚政治によって貴族政治に代替することを示している。

この様にして、天下の政治大権のみならず経済大権も天子に集中した。 天子は無上の貴を有し、無上の富を有し、無上の尊厳を有する。故に彼は 自己をすべてを代表するものとみなし、「朕即ち国家なり」と称し、彼の 命令は取りも直さず制であり、詔たるのである。その治権を分かちもつ大 小の官僚は、すべて天子の鼻息をうかがい、命に従って賞をうけ、命に従 わなければもろに死を賜うのであるから、一律に下々の民衆と同様という わけで、自ずと生殺与奪はその好いか悪いかにすべてかかることになる。 いわゆる中央集権的官僚専制主義というのは、具体的内容としてはこのよ うなものなのである。

秦の始皇帝が中国の政治を、はじめてこのような形態に変革したのは、

⁽¹⁾ 夏曽佑著「中国古代史」, 232頁。

彼の「雄才大略」や「深慮」と全く無関係というわけではないが、「大略」 とか「深慮」とかは、一定の物質的生産基盤の上に立って、はじめてその 作用を発揮しうるのである。上に述べてきたような地主経済の形成過程を 考察するとすぐに思い浮かぶように、秦の始皇帝が始めて行ったこの政治 上の試みは、始皇帝の「貴祖先」の秦の孝公が、商鞅を登用して経済上エ ポックメーキングな大変革をやらせた筋書きにそって作ったものである。 事実商鞅変法の何箇条かの重要な項目、例えば、前に挙げた「宗室にして 有軍功論に非んば、属籍為るを得ず | , 「有軍の功者は各おの率を以て上爵 を受く |、「耕織粟帛多きを致す者は其の身に復す |、あるいは、「粟を訾り て而して税す といったことなどは、已に根本的に貴族政治の物質的基礎 と特権の根拠を完全に取払ってしまった。周知のように、貴族というのは 血統によって爵位の秩序を取得するものであり、もし功労がなければ爵位 の秩序にありつけないということになり、功労のあった者にしてはじめて 爵位と土地がえられるということになれば,特権的な身分制度などは全く 存立しなくなってしまう。ましてや、「分土子民」としての貴族によって 束縛されている農奴が,耕織にはげみ,進んで荒田を開墾すれば,「自由」 になることができ、土地の私有もできるようになり、また、彼等が耕作し て得たものは、直接実物の形態で国に納めるようになるということになれ ば、なおさら貴族の存在の可能性が否定されることになるのは言うまでも ない。

一国を貴族に分割して治めさせないというのであれば、政権は誰れに渡されるのか。立派な人、能力のある人を選んで取り立て、立派な人を位につけ、能力のある人を役につけるということ、これが設官分職ということである。これには大小の国々を郡県に変えなければならないし、郡県が個々の人民に課税の形で徴収した実物は、また、俸禄の形で官吏に支給されなければならない。

このことは、天子がこのように大きな政治権力をもったのは、やはり、 そのような経済的権力があったからだということを物語っている。つまり、 秦の孝公の商鞅変法がなかったならば,秦の始皇帝の制度改革はありえなかったということである。領主経済から地主経済への転換というこの基本的な変革がなかったならば,分権的政治体制から集権的政治体制への転換という,この上部構造の変革もありえなかったのである。このように,秦の始皇帝の「雄才大略」,「深慮」というのは,この点すなわち,始皇帝は当時の改革後の社会経済の状況下では,是非ともこのような政治的措置をとらなければならない,もしそういった前進的な趨勢にたがわなければ,天下統一後,西周のかの「諸侯を封建するに,以って王室を屏藩す」といったやり方に逆行しても,それは受け容れられるとはっきり認識していたという点,この点についてのみ,始皇帝は「雄才大略」,「深慮」であったといえよう。この線をこえていえば,それは観念論的言い方になる。

さて、ここで少しくはっきりとさせておかなければならないことがある。 地主経済の基礎の上に打ち立てられた中央集権的官僚専制政治が,一度一 つの制度として確立、定着してくると、忽ちそれは逆に地主経済に作用を 及ぼすようになってくる。中央または地方の厖大な官僚機構の維持、さら には官僚専制という状況下で必然的に生じてくる様々な支出や浪費のため に、それはすぐに経済大権、すなわち各種の課税徴収の大権を、専制君主 および大官僚達の手に集中し、身分とか地位による親しい者、疎遠な者へ の恣意的な斟酌を全く排除することを要求するといった方向に、さらに進 むようになってくる。従って、漢代になって、「秦の孤立して而して亡ぶ を懲め」て、また諸侯を大まかに封するようになってくるとはいうものの、 すぐに彼等からすでに極めて制約されている政治的権利と経済的権利を、 漸次ことごとく剝奪していき,「長安に就食し而して国に至らず」という 遙領の領主といった形に変容させることになる。東漢になるとすでに、い わゆる「尺土一民,皆上自り之を制す|(文献通考)といった状況になっ ていた。東漢以後の諸王朝はまた,大なり小なり,その諸子功臣に爵賞お よび土地を与えたが、数量は極く限られたものであったし、また、どの王 朝もみな,爵封された者に法的な不輸不納の特権を明確に与えたことはな

かった。

経済的権利を中央に集中してしまうと、外敵の侵略とか圧迫を防ぐのに要する国防経費は、当然国庫支出によらなければならなくなる。農業の税収を確実なものとするために、継続しておこなわなければならない治水工事にかかる経費も、当然国庫支出によらなければならない。かくて官僚機構を充実していくために、定期的に行う官僚の養成とか、採用とか、あるいは立派な人や能力のある人を選んで取り立てるのにかかる経費も、当然国庫から支出しなければならなくなってくる。国家のこういった面でのあらゆる措置は、明らかに政治権力と経済的権力が中央に集中した結果であって、それは中央集権的専制政治の形成を促すための原因と考えるべきではない。しかし、国内外の歴史家達はこういった因果関係を全く転倒してきた。

中国の集権的官僚専制政治形態が発生してくる原因は、治水とか水利工事をやらなければならないという要請からだという説明の仕方は、おそらくへーゲルの歴史哲学を嚆矢とするといってもよいであろうが、その後アジアの国家形態と水との関係が、屢々人々に取り上げられるようになってきた。しかし、水の理論派として強調される、しかも何人かの外国の中国研究者、例えばヴァルガ、マジャール、ウィットフォーゲルといった人達はみな、アジアの古代国家にはすべて治水の伝説があると考えている。アジアの古代国家、バビロンとかインドといった国々には、すべて治水の物語がある。中国にも大禹の治水の伝説があり、これは伝説としてはもっともよく知られているという。ここから彼等は、中国に非常に早くから集権的専制政治の形態が出現したことについて、うまく解釈が下せなくなると、その原因を治水が求められたからなのだということに帰着させるのである。

ウィットフォーゲルは、次のように説明している。「黄河と揚子江は、 ……古くより運河工事をするための官僚政治への道を開くことになる。… ……中国を支配する自然の力は大河巨川にあり、このことから、農業の発 達につれて、運河の工事にかかわる官吏の勢力が増大してこざるを得なくなった。名高き禹の最大の功績は河川工事を行うとか、山川を治めるとかいうことにあった。。このことは明らかにこじつけで、秦の時代の官僚政治の形成の過程で、実際治水の要請がその中で極めて大きな役割を演じたのを見出すのことは難しい。正しく彼等が指摘するのは、おそらくや、いわゆる「運河工事をするための官僚政治への道を開く」ということだけであって、一般的な官僚政治ということではあるまい。

マジャールも、これでは理由としては非常に弱いと考えたようで、彼の場合には治水の要請の外に、外敵に対する防衛という要請をもち出してきて、つぎのようにいっている。「このような官僚制度は、密度の高い灌漑経済を行っていく上での必要とか、こういった経済を指導していく上での必要とかいったこと、一方で組織的に遊牧民族の侵入を防ぎ、これを抑えていき、他方で遊牧民族を農民化していく必要から出てきたのである。」。官僚政治をはじめた当時の秦代には、確かにまだ全国統一をなす前であったから、「注填陽之水を用いて、沢鹵之地を灌漑す」とか、「四万頃」の鄭国渠などといったこともあった。天下統一をした後にも、「将軍蒙恬をして30万人の兵を発しさせ、胡を北撃して、長城を築かしむ」ということもある。

史実に照らしてみると、事実そのように言うこともできるようだ。しかし、拙著「中国官僚政治研究」の中で指摘したように、中国の歴代の王朝の史実は、そのような政治支配の形態がすでに成立した後になって、余力で水利を行うようになるとか、「四征弗庭」を行うようになるとかいったようになったにすぎない、ということを物語っている。さらに別の面からみると、専制官僚的な統治はどの王朝でもその後期になると、ほとんどの場合水害とか、外患とかをもたらす直接的誘因となっている。このことはどのように解釈すればよいのであろうか。ウィットフォーゲルも、マジャー

⁽²⁾ 銭亦石著『中国政治史講話』, 98頁転引。

⁽³⁾ L. Madjar, 陳代青·彭桂秋合訳『中国農村経済研究』, 70頁。

ルも自らマルクス主義者をもって任じているが、彼等は自然の力と外的な力という理由によって、中国の官僚専制政治の発生を説明する。これは明らかにマルクス主義の方法論に反する。

外国の学者の中国問題に対する見方は、もともと相当掛け離れており、 大変に難しい「論理の言い回し方」となっている。しかし、我々自身の説 明はどのようなものであろうか。「治安策」、「深慮論」といった類の旧い 説明のやり方を除けば、呉景超先牛が解放前、かつて「新経済」第7期で 随分新しい見解だと推薦した見解は、「士が君主集権国家の創造と封建社 会の打破に貢献したことたるや、実に疑うべくもない | としている。論理 上からすると、君主集権国家は貴族を分封せず、官吏を置いたのであり、 当然に一連の候補としての士才という集団が存在するということになる。 恰度春秋戦国の時代、「竹帛は庶民に下す」ということについては、「九流 は此れ自りおこり、世卿は此れ自り墮つ--(章太炎・検論定孔にみられる) といわれるように、貴族政治はこれによって打撃をうけ、官僚政治がこれ によって形成されたというのは、強ち理由のないことではない。しかし、 士というのは、貴族政治から官僚政治に転化していく過程の副産物、ある いは官僚政治の派生物であって、そのような制度が生起してくるのには決 定的な役割は果たしえなかった。このことについて、それ以上のことは言 えないと思う。

要するに、水利工事を推し進めるのもよかったし、外敵の侵入と圧迫を防ぐことや立派な人・能力のある人を選んで取り立てることもよかったのだが、これらはすべて専制王朝を維持するのに必要な措置だったわけである。引っ繰り返して、これらの措置がいずれかの点で、専制官僚政治を生み出した基本的原因だと言うことはできない。封建的地主経済を基礎とすることなしには、中央集権的専制官僚政体は、いかなる理由によっても発生、発展することはできなかったのである。